

2026 年 7 月 3 日

LEC 書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

『2026 年版 出る順行政書士 当たる！ 直前予想模試』につきまして、不備がございました。

【第 2 回】問題 42 と、【第 3 回】問題 42 が重複しています。

つきましては、**【第 3 回】問題 42** を、次のように差し替えていただけますでしょうか。

GD05889『2026 年版 出る順行政書士 当たる！ 直前予想模試』 第 1 刷

【第 3 回】問題

p. 32	【第 3 回】問題 42 次の 問題 に差し替えてください。⇒
-------	--

【第 3 回】解答・解説

p. 126	【第 3 回】解答一覧 次の 解答一覧 に差し替えてください。⇒
p. 168	【第 3 回】問題 42 解説 次の 解説 に差し替えてください。⇒

以上のように、訂正いたします。制作上の不手際によりご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫びしますとともに、再発防止に向けて取り組んでまいります。

LEC 東京リーガルマインド 行政書士試験部



GU26499

問題 42 次の文章の空欄 [ア] ～ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

行政不服審査法7条2項は、「国の [ア] 又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその [ア] に対する処分で、これらの [ア] 又は団体がその [イ] において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。」と定めている。

この規定について、最高裁判所の判例は、「同法7条2項は、国の [ア] 等に対する処分のうち、国民の権利利益の [ウ] 等を図るという上記目的に鑑みて上記制度の対象とするのになじまないものにつき、同法の規定を適用しないこととしているものと解される。このような同項の趣旨に照らすと、同項にいう『 [イ] 』とは、国の [ア] 等であるからこそ立ち得る特有の立場、すなわち、一般私人……が立ち得ないような立場をいうものと解するのが相当である。」としたうえで、「行政不服審査法は、[エ] の処分に対する不服申立てに係る手続（当該処分の適否及び当否についての審査の手続等）を規定するものであり、上記『 [イ] 』は、国の [ア] 等に対する処分がこの手続の対象となるか否かを決する基準であることからすれば、国の [ア] 等が一般私人が立ち得ないような立場において相手方となる処分であるか否かを検討するに当たっては、当該処分に係る規律のうち、当該処分に対する不服申立てにおいて審査の対象となるべきものに着目すべきである。」としている（最一小判令和2年3月26日民集74巻3号471頁）。

- | | | | |
|----------|------------|---------|----------|
| 1 賠償 | 2 組織 | 3 第三者 | 4 行政主体 |
| 5 当事者 | 6 不服申立資格 | 7 機関 | 8 独立行政法人 |
| 9 救済 | 10 行政不服審査会 | 11 実現 | 12 上級行政庁 |
| 13 固有の資格 | 14 管理者 | 15 行政庁 | 16 補償 |
| 17 訴えの利益 | 18 保護 | 19 原告適格 | 20 諮問庁 |

2026 年版 出る順行政書士 当たる！直前予想模試【第3回】解答一覧

【法令等（5肢択一式／一問4点）】

問題	正解	問題	正解	問題	正解
1	2	15	3	29	5
2	4	16	3	30	5
3	3	17	4	31	4
4	3	18	4	32	5
5	4	19	3	33	4
6	5	20	3	34	5
7	3	21	5	35	3
8	3	22	5	36	1
9	4	23	3	37	3
10	3	24	5	38	4
11	5	25	4	39	4
12	4	26	3	40	3
13	2	27	4	合計	／160
14	4	28	2		

【法令等（多肢選択式／一問8点／各2点）】

41	ア	3	イ	6	ウ	20	エ	11
42	ア	7	イ	13	ウ	9	エ	15
43	ア	6	イ	8	ウ	20	エ	2
						合計	／24	

【法令等（記述式／一問20点）】

44	市長が、行政代執行法に基づき、原状回復の代執行をして、その費用をBから徴収する。(40 字)		
45	A が代理権を与えられていないことを、C が知っていたか、または過失によって知らなかったこと。(45 字)		
46	A がC に対して甲建物の返還を請求した時に、B のC に対する債務の履行不能により終了する。(43 字)		
		合計	／60

【基礎知識（5肢択一式／一問4点）】

問題	正解	問題	正解	問題	正解
47	2	52	4	57	2
48	3	53	3	58	1
49	4	54	5	59	4
50	5	55	4	60	5
51	4	56	3	合計	／56

合計	／300
----	------

問題	テーマ（分野）	重要度	正答率
42	固有の資格（行政法・多肢）	B	70%

『合格基本書』 p. 439

ア	7（機関）	イ	13（固有の資格）
ウ	9（救済）	エ	15（行政庁）

本問は、行政不服審査法7条2項の「固有の資格」に関する最高裁判決（最判令2.3.26）を素材としたものである。

行政不服審査法7条2項は、「国の^(ア)機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその^(イ)機関に対する処分で、これらの^(ウ)機関又は団体がその^(エ)固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。」と定めている。

この規定について、最高裁判所の判例は、「同法7条2項は、国の^(ア)機関等に対する処分のうち、国民の権利利益の^(イ)救済等を図るという上記目的に鑑みて上記制度の対象とするのになじまないものにつき、同法の規定を適用しないこととしているものと解される。このような同項の趣旨に照らすと、同項にいう『^(イ)固有の資格』とは、国の^(ア)機関等であるからこそ立ち得る特有の立場、すなわち、一般私人（国及び国の機関等を除く者をいう。……）が立ち得ないような立場をいうものと解するのが相当である。」としたうえで、「行政不服審査法は、^(エ)行政庁の処分に対する不服申立てに係る手続（当該処分の適否及び当否についての審査の手続等）を規定するものであり、上記『^(イ)固有の資格』は、国の^(ア)機関等に対する処分がこの手続の対象となるか否かを決する基準であることからすれば、国の^(ア)機関等が一般私人が立ち得ないような立場において相手方となる処分であるか否かを検討するに当たっては、当該処分に係る規律のうち、当該処分に対する不服申立てにおいて審査の対象となるべきものに着目すべきである。」としている（最一小判令和2年3月26日民集74巻3号471頁）。